

## 令和2年度第3回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録

日 時 令和3年1月29日（金）  
午後6時30分～7時35分  
場 所 石狩市役所5階 第1委員会室

### 会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題  
(1) 石狩市国民健康保険税の改定について（継続審議）
- 4 その他
- 5 閉会

### 出席者（6名）

会長	内田 博	委員	堀内 秀和
委員	町口 知子	委員	久保田 陽子
委員	高松 雄一郎	委員	西本 真典

### 事務局（5名）

健康推進担当部長	上田 均	国民健康保険課長	東 薫
賦課・資格担当主査	寺嶋 英樹	給付担当主査	南部 美奈
給付担当	鈴木 こよ美		

### 傍聴者 0名

## 《令和2年度第3回石狩市国民健康保険運営協議会》

### 開 会 (18:30)

#### ○事務局（東課長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまから「令和2年度第3回石狩市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況についてですが、石狩市国民健康保険条例第2条に規定する委員の過半数が出席されており、石狩市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定に基づき、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、築田副会長、我妻委員、清水委員、藤井委員におかれましては、所用により欠席されるとのご連絡をいただいております。また、高松委員におかれましては、所要により開始時刻に間に合わない旨のご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

次に、本日の資料について確認をさせていただきます。

資料につきましては、先週、委員の皆さまにお送りしておりますが、お手元にありますでしょうか。

資料は、会議次第のほか、資料1「令和3年度国保事業費納付金等算定」をお送りしております。

また、本日皆様の机に、別紙といたしまして「令和3年度 激変緩和措置額の算定状況と収入年度について」の参考資料を配布しております。

お手元にないようでしたら事務局まで申し出願います。

それでは、内田会長から一言ごあいさつをいただいた後、議事に入っていただきたいと思います。

内田会長、よろしくお願ひいたします。

#### ○内田会長

こんばんは。

皆さまにおかれましては、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

今回、新年を迎えてはじめての運営協議会であり、本年も昨年と同様に審議等におきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

本日の審議案件は、前回に引き続き「石狩市国民健康保険税の改定」について審議を行いますので、よろしくご協力をお願ひいたします。

それでは、審議に入りたいと思いますが、諮問案件の審議でありますので、会議録署名委員の指名をさせていただきます。

久保田委員と町口委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

「石狩市国民健康保険税の改定について」を議題といたします。

前回の会議を欠席されていた委員もおりますので、前回の審議結果について、今一度確認しておきたいと思います。

事務局から示されました石狩市国民健康保険税の改定に対する各委員の意見をまとめますと、石狩市国保の財政状況や将来の安定運営を確保するといった観点から、基本的には税率改定を行うという方向性で一致したところです。

しかしながら、前回の会議で示された税収の不足見込額は、国の仮係数を用いた試算結果でありましたことから、税率の改定幅などについては、確定係数を用いた国保事業費納付金が示された後、改めまして審議するということで、前回の審議を終了したところであります。

本日は、資料にありますとおり、その結果による税収の不足見込額が示されております。

したがいまして、改めまして事務局からその概要などの説明を受けた後、審議を行いたいと思います。

それでは、事務局からの説明をお願いします。

#### ○事務局（寺嶋主査）

国民健康保険税の改定について、資料に基づき説明をさせていただきます。

説明資料は、資料1となります。

本年1月15日に、確定係数による本算定結果が北海道より示されましたので、その内容についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

1は、国保事業費納付金の算定結果になります。

確定係数による算定の結果、令和3年度に北海道へ納付する本市の国保事業費納付金は約15億5,400万円と算定されたところであります。

前年度に比べ、後期高齢者支援金分は激変緩和措置額が減少したことにより納付金は増加となりましたが、基礎課税分と介護納付金分は、保険給付費が減少となる算定となり、総額で約1,000万円の減となりました。

資料に記載はありませんが、前回の運営協議会でお示しした仮係数の概算額と比較すると、総額で約3,500万円の大幅な減となったところであります。

これは、当初、対象外となっていた激変緩和分の措置が、算定方法等の見直しにより、今回対象となったことが要因となっております。

次に、2は、納付金の納付に必要な保険税総額の算定結果になります。

確定係数による算定の結果、納付金の納付に必要な保険税総額は約12億5,600万円と算定されたところであります。

前年度に比べ、後期高齢者支援金分は激変緩和措置額が減少したことにより保険税総額は増加となりましたが、基礎課税分は保険給付費が減少となる算定となり、総額で約1,500万円の減となりました。

資料に記載はありませんが、仮係数の概算額と比較すると、総額で約4,000万円の大幅な減となったところであります。納付金と同様に、激変緩和分の措置が今回対象となったことが要因となっております。

次に、3は、納付金の納付に必要な保険税総額の不足見込額になります。確定係数による算定の結果、納付金の納付に必要な保険税総額は、表の①のとおり、約12億5,600万円と算定されました。

市では、国保の被保険者数や世帯数の減少などを見込み、現行の税率で収納可能な保険税総額を、表の②のとおり約12億5,400万円と推計した結果、表の③のとおり約200万円の不足が見込まれる状況となったところであります。

資料に記載はありませんが、仮係数における不足見込額と比較すると、約4,000万円の大幅な減となったところであります。

以上、確定係数の算定結果の概要となります、前回の運営協議会でお示しした保険税収入の不足見込額が当初の約4,200万円から約200万円と、大きく圧縮された結果となりました。

要因は、先ほどもご説明いたしましたが、当初対象外となっていた激変緩和分の措置が今回対象となったことによるものであります。

今回の不足額については、算定ベースにおける不足となります、事務局としましては、例年、決算時では歳出において不用額が発生している状況や、国保税の収納率向上の取り組みなどによりまして、予算ベース上では、この不足相当額を調整することが可能であると判断しているところであります。

のことから、令和3年度の国民健康保険税については、現行税率のまま維持することができるものと考えているところであります。

資料の説明は以上となります。

## ○事務局（東課長）

前回の会議においてご説明しましたとおり、国保事業費納付金から控除される激変緩和措置額につきましては、昨年11月の仮係数による納付金額算定の際には、対象外となっていましたが、今回、確定係数による本算定において、本市も対象になることとなりましたので、その概要について簡単にご説明させていただきたいと思います。

資料の別紙1をご覧ください。

こちらは、令和2年度以降の激変緩和措置の状況及び見込みについて、イメージ図で表したものです。

用紙の上段で、二重の枠線で囲まれているのが年度を表しています、その下に記載されている額がその年度の措置額となります。

ご覧のとおり、今年度は7,530万円が激変緩和措置されており、令和3年度については、ゼロ査定であったものが、3,970万円措置される見込となりました。

しかしながら、この通知にあわせて、令和4年度及び5年度については対象外の見込みである旨示されたところであります、そのため、年度の下段には数値が入らず、「なし」と表記しております。

次に、令和3年度の措置額の扱いについてですが、これまで、激変緩和分については、対象となる年度の納付金基礎額から一括して控除する扱いとなっていましたが、本市と同様に令和4年度から対象外になる保険者が多数見込まれることから、北海道の配慮により、一括で調整するのか、3年分割で調整するのか選択することも可能となりました。

これを受け、本市において一括と3年分割における試算をおこなったところ、分割の場合でも令和3年度の税率改定は避けられる見通しとなったことから、将来の納付金を少しでも圧縮できるよう、3年分割を選択させていただいたところです。

なお、分割の場合は、各年度の措置率が決められており、令和3年度は総額の10分の6、4年度が10分の3、5年度が10分の1であり、少しずつ減っていく形ではありますが、各年度の措置額は記載のとおりとなっています。

一括もしくは分割の選択については、本来であれば諮問しています本協議会に諮るべき内容でありましたが、確定係数を北海道が算定するにあたりまして、速やかに回答しなければならない状況であり、時間がありませんでしたので、市として判断させていただきました。

事後報告となりましたことにつきましては、お詫びを申し上げるとともに、ご理解を賜りたいと思います。

私からのご説明につきましては以上となります、続けて、前回の会議において堀内委員からご質問をいただきました「4つのモデルケース」に対しての世帯分布割合等について、寺嶋より回答いたします。

#### ○事務局（寺嶋主査）

前回の運営協議会の中で、堀内委員よりご質問をいたしました各モデルケースに該当する世帯数について、回答したいと思います。

前回の会議資料の2の5に「モデルケースによる税額比較」をお示ししております。

モデルケースは4つあります、

モデルケース1は、40代の夫婦2人と子ども2人の4人世帯で、課税所得が250万円のケース

モデルケース2は、モデルケース1と同じ世帯構成の4人世帯で、課税所得が150万円のケース

モデルケース3は、70代の夫婦2人世帯で、課税所得が50万円のケース

モデルケース4は、70代の単身世帯で、課税所得が0円のケースとなっております。

4つのモデルケースは、数多くのケースの中の一部のケースとなっておりまして、該当モデルケースごとの世帯数データとしては持ち得ていないところであります。令和3年度の本市の収納可能な保険税総額の推計に用いたデータを活用し、モデルケースに属する世帯構成と所得構成の2つの要素から推計した数値で回答したいと思います。

本市の令和3年度の推計世帯数は、8,101世帯しておりますが、モデルケース1の場合は、15世帯程度と見込まれるものと考えています。全世帯に占める割合は、0.2%となります。

モデルケース2の場合は、20世帯程度と推計し、全世帯に占める割合は、0.2%となります。

モデルケース3の場合は、538世帯程度と推計し、全世帯に占める割合は、6.6%となります。

最後にモデルケース4の場合は、1,995世帯程度と推計し、全世帯に占める割合は、24.6%となります。

私からの説明は、以上であります。

#### ○内田会長

ありがとうございました。

事務局からの説明で補足説明を除きますと内容といたしましては、確定係数による再算定の結果、不足額が大幅に圧縮されたことから、税率改定をしなくても納付金が貯まる見込みに状況が変わったということです。

意見等につきましては事前に照会させていただいたところですが、西本委員から質疑の提出がありました。

改めまして西本委員から質疑内容の発言をしていただき、事務局からの回答をお願いいたします。

#### ○西本委員

ご提示いただいた算定結果につきましては、基本的には理解はいたしますが、不足見込額が説明の中でも予算調整で可能とのお話しでしたが、今、お示し出来る範囲で構いませんので、どのようにお考えなのかをご説明していただければと思います。

#### ○事務局（寺嶋主査）

先程もご説明したとおり、あくまでこの不足見込額につきましては、算定ベース上の不足ということになりますが、現状では例年歳出において不用額が発生している、また今後、国保税の収納率向上で収納率も例年現年度は上がっている状況もありますので、運営基金からの繰り入れを行わず税収の方で、まずこの不足額を調整しまして、歳入歳出予算を同額という形で計上することを考えています。

このことから、先程もお話ししましたが現行税率のままで維持していくものと考えております。

私からは以上です。

○内田会長

ありがとうございました。

その他の委員の方で質疑等がありましたらお願ひいたします。

○堀内委員

この資料1について、現行税率から収納可能な保険税総額見込額とありますが、これは見込み額ですよね。見込み額ということは確定しなければ、この過不足の額も変わるということですね。収入見込み額は、そんなに増減はしないということですか。

○事務局（東課長）

見込み額が何かと言いますと、今後、議会の方に提案します来年度の予算額ということになっていきます。

ですから3月時点の人数で計算するのが一番確かな数字になるのですが、予算案を間もなく議会へ提出しなければならないので、ある程度確定している部分といたしましては、10月末時点の国保加入者をまずベースにしまして、そこから例年の保険者数が減る割合ですとか、所得の部分の減り具合ですとか、そういう過去の傾向を見ながら推計するものになります。

あくまでも見込みですから、決算した時に当然乖離が出てきますが、その幅が出来る限り大きくならないようにということで、直近の平均値などを使って算定する数字になります。ですので、大きく増減するということは無いように作っている数字ではありますので、これを予算額として提出する考えであります。

予算作成時の収納率を固めにするのか、もしくは緩めにするのか、それによって額は違ってきますので、実際のところ私共はこれまで相当厳しめの収納率で予算を作成しています。

あまり楽観的な予算を作っても、収入されないと赤字になりますので、当初予算の中では厳しめの収納率で作っています。

○堀内委員

失業者の増加であるとか、いろいろな不確定で不安定な要素がありますが、それは例年よりも加味しなければいけない数字じゃないかと思いますが。

○事務局（寺嶋主査）

コロナの影響で、所得自体がかなり落ちるのでないかと危惧しています。私共、国民健康保険税だけではなく市民税も含めて、影響があるかなということで、今回保険税総額を見込んだ中でも、そのような点を多少加味しながら、コロナの影響分をきっちり想定するのは難しいですが、あらかた所得ベースも下がる傾向にあるのかなと想定をしながら推計しているところです。

○堀内委員

わかりました。

○内田会長

その他に質問ありませんか。無いようでしたらこれで質疑応答については終了したいと思います。よろしいでしょうか。

異議なしということでこの資料につきましては終了したいと思います。

次に今回は税率改定を見送ることが可能という事務局の説明について、将来への課題等を含めてご意見のある方は発言をお願いします。

もう少しがっくり言ってしまうと、前回の会議の中でやはり将来のことを考えると、「現状のままでいいのか」という話が出たと思いますが、改めて出していただけるとありがたいと思います。

では、私の方から発言させていただくと、今回は税率改定を見送ることが出来ましたが、激変緩和措置額は減少し、石狩市の国保加入者の所得も下がっていく。そうすると、多分医療費に関してはまだ人口減までいっていませんから、医療費の給付の方の支出が減ると見込まなければ、当然どこかで上げざるを得ないことが出てきますが、所得が伸びなければ苦しいと思います。その辺の兼ね合いをしっかりと考えないと、今後も安定的に国保を運営していくことが厳しいことは、皆が理解しているところであり、その辺について、市がどのような展望があるのかお聞かせいただけるとありがたいと思います。

今回は、北海道が激変緩和措置を見直したことでのこのような結果になりましたが、来年度以降は、この見込み額を見てもかなり減りますので、必ずそういう問題が出てくると思います。

それについての見込みというか展望があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○事務局（東課長）

見込みや展望という明確なものがあるかと申しますと、そこは難しいところです。と言いますのも、北海道国民健康保険全体で必要となる医療費等については、それぞれの市町村が按分して負担しますので、本市のみ医療費が下がったとしても、他の市町村で医療費が大きくなれば、それを単純に割り勘していく訳ですので、その負担増というのにはあり得ると思います。

会長がお話しされたとおり、被保険者数も減少傾向にありますし、コロナがいつ終息するのかという状況を考えますと、所得の減少も非常に厳しいものがあるという認識は事務局としてあります。ですので、前回の会議でも『毎年値上げの議論をしなくてはいけないのか?』というご指摘を皆様からもいただきましたけれども、やはり、その議論というのは、これからも続けて行かざるを得ないのではないかと思っております。ただ、基金を今のところ積めておりまして、本年度の決算におきましても、多少は黒字が出ると見込んでおりますので、しっかりと確保して、基金を運用していく中で、上げなければならぬ場面になった場合でも、出来るだけ市民負担とのバランスを考えながら、会計運営については、都度検討していく必要があると認識をしております。また、保健事業など、皆さんに健康になっていただくことも医療費の抑制につながりますので、両輪でしっかりと国保事業として取り組んでいきたいと考えております。

明確な展望とはかけ離れていますが、私共としてはそのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○内田会長

わかりました。

○堀内委員

いま、団塊の世代が70歳から73歳ぐらいになるかと思いますが、これがあと3年ないし5年で後期高齢者医療に移行すると思いますが、これは国保にとって良い状況になるのか、それとも状況は悪くなるのか。市の予測としてはいかがですか。

○事務局（東課長）

端的に国保として負担しなくてはいけない医療費ということから言いますと、被保険者ではなくなりますから、その部分の負担は必要なくなりますが、先ほど資料1のところでもご説明いたしました「後期高齢者支援金分」というのが納付金の中に含まれていて、これがいわゆる75歳以上の皆さんの保険を、私達の国保ですとか、協会健保ですとか、若い世代の被保険者がある程度補填するという仕組みが出来上がっていますので、直接の医療費はかかりませんが、後期高齢者の皆さん的人数が増えて医療費が上がるとなると、後期高齢者の保険を支える為の補助金といいますか、私達が補填しなければならない額も総じて増える可能性があると考えています。

一方で、皆さんもお耳にしていると思いますが、後期高齢者の医療機関での窓口負担を1割から2割に上げようという議論がされていますので、所得がある程度ある方が対象ではありますが、自己負担の額が増えることで多少全体の医療費が下がれば、私共が補填する部分も多少下がるということもありますので、そういうことを含めて、国が若年層に配慮しているということですので、後期高齢者に移行した部分がまるまる同じ負担とはならないと考えてはおりますが、全くなくなるということではないとご理解いただければと思っております。

○堀内委員

結局、結論として状況は良くなるのか、それとも悪くなるのか、その辺はどうですか。

○事務局（東課長）

極端には良くはならないです。

○堀内委員

今言った負担金に対しては、どうですか。プラスになるか、マイナスになるか。

○事務局（東課長）

極端にはプラスにはならないと思います。

医療費分が下がるけども、後期高齢者支援金分がまた上がってくると思いますので、極端に改善することは見込めないと思っております。

○堀内委員

今年コロナの影響で、受診抑制とかいろいろなものが揃っていますが、保険給付費は更に減少しているのですか。

○事務局（東課長）

実際に受診率は、昨年の4月、5月、6月頃からだいぶ下がっておりますので、年度としてもだいぶ

下がっているとは思います。

今、手元に詳細の数字がありませんが、件数自体は相当少なくなっています。

○堀内委員

かなり受診抑制となり診察も控えているので、その分の再診料の問題であるとか、あとインフルエンザも流行っていませんし、そうするとかなり保険給付費も下がっていると思うのですが。

○事務局（東課長）

そうですね、医療費自体は全体的に下がっているのは間違いないと思います。

○堀内委員

新聞見ても結構下がっていますよね。

○事務局（東課長）

はい、そうですね。

○内田会長

その他にご質問、ご意見ございませんか。

それでは、今回の諮問案件である「石狩市国民健康保険税の改定について」ということで言うと、事務局の方でも安定的な取り組みを図りたいということで、税率改定については見送るという提案について異議はございませんでしょうか。

～異議なしの声～

はい、では異議なしということで決定いたします。

次に、答申内容の協議に移りたいと思います。

協議を進めるにあたり、白紙の状態から成文化するには時間を要することから、検討のたたき台となる案を元に各委員からご意見をいただき、加筆や修正等を行い、成文化する方法で取り進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、そのような方向で進めたいと思います。

前回の会議において各委員からの意見、それから、これまでの審議内容を踏まえて、私と事務局にて作成した案がございますので配布いたします。お目を通していただき、ご意見をいただきたいと思います。

～答申案の配布および各委員の内容確認（5分間）～

そろそろよろしいでしょうか。

それでは、答申書案について修正等のご意見があればお願いいいたします。

特に2ページ目の附帯意見については、項目の変更や追加等があれば、あわせてお願いいいたします。

○堀内委員

本年度は単年度で黒字の見込みですね。黒字は2期か3期続いていますよね。

それと、累積赤字2億7,000万円ありますが、これはしばらくこのままになりますか。

○事務局（東課長）

累積赤字を抱えている団体については、北海道から、いつ解消するのか計画を出しなさいという指示がありまして、昨年の2月頃に計画書を提出しております。

この計画では、令和2、3、4年度の3年間で赤字を解消する計画にしていますが、その財源は何かと言いますと、一般会計からの繰入金で赤字を解消していくという計画になっています。

ですので、一応計画は提出していますが、このコロナの状況等もありますと、計画どおりに一般会計から赤字分が入るかどうかは、決算が近づかないと見えない状況もあります。

○堀内委員

今、国は赤字補填するなと言っていますよね、単年度の収支不足の補填はするなと言っているのですよね。収支はきれいにしなさいと。

○事務局（東課長）

本来は、それも好ましくはないけれども、そういう取り決めで行くのであれば、そこは指摘しないということになっています。

過去の赤字分は、一般会計からの繰入金で解消するということで庁舎内では整理をさせていただいているところです。

ただ、計画どおりに行きますかという話になると、この情勢を考えると難しいのかなと。

○堀内委員

累積赤字額は2億7,000万円ですね。

○事務局（東課長）

はい、そうですね。当初は毎年度1億円近くを一般会計から繰り入れて、3年ぐらいで解消するという計画にしていましたが、国保の為だけに1億円支出するとなると、皆さん報道でもご承知のとおり、補正予算でコロナ対策もいろいろやっておりますので、少し厳しいかなとは見込んでいるところです。

○堀内委員

石狩市は額が結構多いですよね。道内の保険者からみても大きい額ですよね。

もっと早く解消しておけば良かったかと思いますが、国が単年度収支不足の補填を目的とする繰り入れは駄目だとしたので、状況は厳しいですよね。

○事務局（東課長）

ご指摘のとおり、過去10億円を超える赤字が膨らんだ時には、別の累積赤字解消計画がありまして、一時は5億円ですとか、6億円ですとか、それぐらいの額を入れて解消した時代もありますが、さすがに今はだんだん厳しくなって来ている状況です。

○堀内委員

でも、6年で3分の1ぐらいに解消しましたよね。

○事務局（東課長）

はい。

○堀内委員

がんばってください。

○事務局（東課長）

ありがとうございます。

○内田会長

それも附帯意見に入れますか、累積赤字の解消について。

でも、計画自体はあるので、結構減ったと思います。

○堀内委員

6年でよく頑張ったというか、もっと頑張っていれば良かったのではと思います。

○内田会長

もう少し早めに手当てていれば良かったですね。

○堀内委員

他の自治体はかなり赤字を解消してきましたね。それで、石狩市のように赤字額が突出しないで、ある程度早めに解消して圧縮することができていますね。

○事務局（東課長）

石狩市と違ってまめに値上げといいますか、市民の方に負担を求めたりしています。

○堀内委員

石狩市の保険給付費が嵩んで赤字になっているのではなくて、その処理上の問題で突出した形になっていると言うのが正しいですね。

○事務局（東課長）

税の改定が必要であったけれども、市民負担を考えるとなかなか簡単に上げられないという社会情勢があつて、そこを辛抱してきた結果、赤字が少し膨らんだというようなことになろうかと思います。

○内田会長

これはご意見ということで、答申には反映させなくともよろしいですか。

他に何かありませんか、答申案に関して、ここはこうした方がいいとか、附帯意見にこれは加えた方がよろしいとか。

もし無いようでしたら、この案で決定ということでおろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。これをもって、答申案とさせていただきます。

本日の審議については以上で終了したいと思いますが、その他、事務局からお願いします。

○事務局（東課長）

今、皆さんにお示しした案ですが、項目の増減があるかと思いまして、項目だけ記載して実は内容も入る形になっています。ですので、取り急ぎ用意して項目の内容も今一度ご覧いただいた中で、確認をさせていただければと思います。2～3分休憩とさせていただきます。

～休憩～  
～修正後の答申案配布～

○内田会長

皆さん、資料を確認願います。

では、内容につきまして、事務局の方から説明いただけますか。

○事務局（東課長）

2ページ目のそれぞれの項目について前回の会議の中で、いろいろご指摘をいただいた意見を参考にしまして、記載をさせていただいております。

税率改定の在り方については、毎年その都度示される納付金に対して、しっかりととした見積りをしながら、適切な税率改定をするようにという趣旨で書かせていただいている。

2番目の基金の部分につきましても、前回の委員会の中においては、今5,000万円程度しかないということであれば、それをすべて安易に使ってしまうと、本当に厳しい状況の時に貯えがなくなってしまうので、使い方についてはしっかりと将来を見据えて、適切に使うようにというようなご意見をいただきましたので、そういう内容を記載させていただくことで、答申の附帯意見とさせていただいているところです。

私からは以上です。

○内田会長

はい、この2つの部分についてご意見、あるいは修正意見等ございましたら、お願ひいたします。

○高松委員

今後の税率改定の中で、税負担が安くなるということはありますか。

今後、上がる話しさしていくことにはなると思いますが、改定の在り方の中で、黒字が見込まれる場合に負担が軽くなるということはありますか。

○事務局（東課長）

可能性としては、全くないとはいうことはないかと思いますが、それについては今、市町村単独で税金・料金ということで定めていますが、北海道の方では、令和10年ぐらいを目途に、全道のどこに住んでいても同じ税負担でというような構想がありますので、その統一がされた後に、北海道全体として余裕が出てくれれば、下げるといった議論は出てくる可能性はあると思いますが、今単独でやっている段階で下がる見込みがあるかといいますと。

○高松委員

ほぼ、ないですか。

○事務局（東課長）

難しいかなとは思っています。ただ、そういう状況であれば、下げる判断も当然出て来るかと思います。

○高松委員

最終的には北海道で統一になるから、周りと足並みを揃えていくという形ですか。

○事務局（東課長）

そうです。北海道がメインになって、税率の改定ということをやっていくと思います。

後期高齢者医療の方では、もうそういう仕組みになっていますので、確かに2年に1回、見直すということを機械的にやりまして、その都度、この2年間は少し上げなければいけないと、毎回見直しをしておりますので、国保も統一されれば、ある程度、2年なり3年なりのスパンで将来を見据えての設定がされていくのではと思っております。

○高松委員

わかりました。

○西本委員

激変緩和措置額が減少していった時に、また激変じゃないですけど、そのようなことがあった場合は、この基金から補填をして上げる分を軽くするということですか。

○事務局（東課長）

そうですね。事務局としては選択肢として、全額税率改定で行う場合と、もし基金で全部賄えるならば基金で全部賄って値上げはしないといった選択肢と、あとは両方折半で行うといったパターンもあるかと思います。それについては、運営協議会の皆様のご意見をいただきながら、どの手法が一番かとい

うことで決定をして進めていきたいと思っています。

○西本委員

わかりました、ありがとうございます。

○堀内委員

運営基金は令和元年度から積み立てていますが、約5,000万円はどのような中身なのでしょうか。

○事務局（東課長）

中身といたしましては。

○堀内委員

どうして突如5,000万円が元年度に発生したのですか。

○事務局（東課長）

中身といたしましては、平成30年度の決算の際に、単年度で出た黒字分ということになっております。それが5,000万円程ありますと、本当であれば、年度が閉まった時に黒字が出ていればそのまま残りますが、先程話題に出ましたとおり、累積赤字がありますので、黒字が出たらそれが少し減るというだけで、目に見えなくなってしまいます。

これまでの議会も含めた方針といたしましては、過去の赤字分には、その年に出た黒字分は充てないというルールを作っていますので、これでは話が合いません。では、どうするかと言いますと、5,000万円減ってしまった分と言うのは、そもそも一般会計が過去の赤字分として解消しなくてはいけないので、一旦、国保で5,000万円立て替えて赤字が消えるのですが、その立て替えた分を、一般会計から繰り入れることにしました。

ただ、決算をして初めてその額が確定するため、その年度中の繰り入れが難しいことから、翌年度に精算して、一般会計がその黒字相当分を改めて国保に繰り入れることになっております。

ですので、平成30年度の黒字が1年遅れで令和元年度に国保に入つて来ますが、当初予算では見ていない部分ですので、それは基金に積むという目的で収入したということになり、令和元年度の決算で初めて出てくることになります。

同様に、令和元年度も若干ですが黒字が出たものですから、それは今年度、令和2年度に一般会計から1年遅れで貰うことで、基金に積んでいくというようなことになっております。

○堀内委員

令和2年度も2,200万円見込んでいますよね。

○事務局（東課長）

はい、そうです。

○堀内委員

これは、だいたい予定どおりですか。

○事務局（東課長）

そうですね、予定どおりです。

○堀内委員

そうなると、7,000万円を超える額になりますか。

○事務局（東課長）

はい、ただ、2,200万円の中には、本来北海道に返さなくてはいけない部分が含まれておりますと、本當ならば、それは令和元年度中に精算すべき内容のものなのですが、北海道がその年度で精算するのは困難ということで、翌年度に精算するということになっています。本来は、1,500万円くらい返さないといけないものがありましたと、それを持ったまま決算してしまっており、2,200万円の中に含まれてしまっていますので、それは、今後消える予定です。

ですから、600万円から700万円ぐらい、それが上積み出来る見込み額と考えております。

○堀内委員

わかりました。

○高松委員

基金の収支、5,000万円で足りないということですよね、答申書の2番目に書かれているのは。

もちろん、今回負担が増えない、据え置きということでいいと思いますが、積むのであれば、黒字にする為に多少税率を上げるなり、わずかながらでも上げていかないと、何かあった時に激変する可能性もあるし、赤字になるかもしれないですよね。

○事務局（東課長）

おっしゃるとおりです。

企業の場合は、ある程度貯えをする為にそういう金額を見込んで料金などを設定しますが、基本的に国民健康保険税というのは、掛かった医療費に対して必要な額を措置するのが原則ですので、いたずらに黒字を出すような料金設定というのは難しいですし、出来ない部分がありますので、税率改定をした結果、当初見込んでいた額よりも収入が増えたという、偶然の部分で黒字が出てきた時には、それを積むという考えをしておりますので、意図的にというのはなかなか。

○高松委員

難しいですか。

○事務局（東課長）

はい、難しいと考えております。

○高松委員

実際5,000万円程度では足りない。けれども、いくらぐらいあれば、心もとなくないのかというのがわからないと、どうなのかと思います。

○事務局（東課長）

先程、激変緩和措置も今後無くなるということでお話しさせていただきました。

もう1つ納付金の控除財源となっているものがありまして、それが前期高齢者の納付金といいまして、過去に私達が北海道に対して支払ったものがありますが、それが精算の結果、払い過ぎていたとのことで、2年分で2億4,000万円を市に戻してもらうことになっており、それが納付金から差し引かれることになっています。

ただし、2億4,000万円を令和2、3、4、5年度の4年間で分割しますので、だいたい6,000万円ずつを入れるということになりますので、それがなくなりますと単純に6,000円万円の穴が空いて、負担が増えるということになります。

無くなった部分を基金で穴埋め出来るかというと、5,000万円だとあつという間に無くなってしまうということと、ここ2年は、幸いに単年度で黒字になっていますが、これもいつ赤字になるかわかりませんので、例えば2,000万円赤字になりましたら、基金から入れて決算するしかありませんので、そのように考えると5,000万円だとすぐになくなってしまうということです。

他の自治体に基金の保有額を聞いてみると、2億円、3億円持っているようなところもありますので、そういう所と単純に比較しても、本市としてはまだ、人口規模などから考えると少ないのかと思っております。

○高松委員

わかりました。

○内田会長

よろしいでしょうか。

附帯事項の中身について特に修正、反対等の意見がありませんので、この2つの中身を加えた答申案で異議なしということでおろしいでしょうか。

～異議なしの声～

それでは、この内容で決定したいと思います。

これで、「石狩市国民健康保険税の改定について」の審議は終了いたします。

その他、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（東課長）

事務局から3点程ご報告を申し上げます。

初めに、前回の会議において質疑があり回答が保留となっていました「ジェネリック医薬品の効果額」について、南部よりご説明させていただきます。

○事務局（南部主査）

前回の運営協議会の中で質問のありました「ジェネリック医薬品の効果額」について説明させていただきます。

受託事業者から報告されております令和元年度の7月診療分から11月診療分までの各月における削減効果額は、市国保負担分と被保険者負担分を合わせて1月あたり、だいたい500～550万円程度となっております。

この効果額の算出方法について皆さんに補足させていただきたいのですが、これは測定の時点において、過去数年間に差額通知書を1度でも送付した実績があり、かつ、送付後に1円以上の削減効果額が

あつた被保険者を対象として抽出しています。結果、1月あたりの通知件数が400件程度なのに対し、抽出される被保険者の数は約1,500人となっております。また、差額通知書を送付した後に先発品に戻した人、いわゆるマイナスの額については、この集計に含まれておりません。

それから、既に報告済みであります、市のジェネリック医薬品普及率数量ベースは、北海道が算出した数値であるのに対し、今回の削減効果額は市の受託事業者が作成したものであるため、効果の算出方法が若干異なっています。

今回、運営協議会においてご質問をいただきまして、私どもも効果額の算出方法について改めて検証を行ったところであり、その結果、いろいろな課題も見えてきたところであります。今後については、今回の検証結果を踏まえて受託事業者と仕様の変更などについて協議し、より今後の事業に活用できるデータとなるように努めて参りたいと考えております。

以上です。

#### ○事務局（東課長）

次に、前回の会議の際に会議録の署名委員を指名させていただくことになっておりましたが、私どもが失念をしておりまして、その点につきまして提案をさせていただきたいと思います。

第2回の会議録につきましては、本日ご出席の堀内委員、それから本日欠席されておりますが前回出席されていました築田副会長にお願いしたいと考えております。

築田副会長には、私の方から別途依頼をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、次回の会議の開催について申し上げます。

次回は、「令和3年度 石狩市国民健康保険事業特別会計予算（案）の概要」について報告させていただきたいと思います。

例年ですと2月下旬頃に開催しておりますが、今年度につきましては、市議会定例会が例年よりも1週間程度繰り上がって開催される予定であり、その日程からしますと議会終了が3月の中旬過ぎとなつておりますので、年度内ということになりますと3月下旬あたりの開催になろうかと思います。

まずは。そこを1つの目途にして、調整をさせていただきたいと考えております。

詳細な日程につきましては、内田会長とご相談をさせていただき、改めて委員の皆さんにご案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。事務局からは以上でございます。

#### ○内田会長

はい、ありがとうございました。

それではこれにて「令和2年度第3回石狩市国民健康保険運営協議会」を閉会いたします。

皆さん、ありがとうございました。

閉会（19:35）

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3年 3月 4日

会長 内田 博 

署名委員 町口 知子 

署名委員 久保田 陽子 